「防災ラジオドラマ～障がい者が避難所にきたら～」貸出要綱

（目的）

第１条 この要綱は、「防災ラジオドラマ～障がい者が避難所にきたら～」（以下「音声データＣＤ」という。）の防災危機管理課及び障害福祉課における貸出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出しの対象）

第２条 貸出しを希望する個人・団体とする。

（貸出し条件）

第３条

(1) 音声データＣＤに収録されている内容のイメージを損なうような使用をしないこと。

(2) 政治、宗教、思想、営利等の活動に使用しないこと。

(3) 無断で複製、放送及び転貸をしないこと。

(4) 紛失・損傷等しないよう努めること。

(5) 返却期限を守ること。

（貸出し期間）

第４条　１回の貸出しにつき、引渡しの日から７日以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合はこの限りではない。

（貸出し料）

第５条 無料とする。

（貸出しの申請）

第６条 貸出しを受けようとする者は、貸出申請書（様式第１）を市長に提出しなければならない。

（返却方法）

第７条 貸出しを受けた窓口に返却すること。

（その他）

第８条

1. 虚偽の申請により貸出しを受けようとする者又は上記条件に反する者に対しては、貸出しを中止する。
2. この要綱に定めるもののほか、その都度協議して必要な事項を別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１３日から施行する。

この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

様式第１（第６条関係）

　　　年　　　月　　　日

「防災ラジオドラマ～障がい者が避難所にきたら～」貸出申請書

豊橋市長　　様

申請者 団体名

代表者

住　 所

電 　話　　　　　　（　　　　　）

「防災ラジオドラマ～障がい者が避難所にきたら～」の貸出要綱第６条の規定により、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行事名等 |  |
| 日　　時 | 年　　　月　　　日（　　　）　から  　　　　　年　　　月　　　日（　　　）　まで |
| 場　　所  （施設名等） | 豊橋市 |
| 参加対象者  (参加予定者数) | （　　　　　人） |
| 貸　出　期　間 | (貸出開始日)　　　　　　（返却予定日）  年 月 日（ ） ～　 年 月 日（ ） |
| 備　考 |  |